

高齢者や障がいのある方が、

安心して生活するためのお手伝いをしませんか



2月28日（火）、3月6日（月）に日常生活自立支援事業の生活支援員になるための養成講座を開催します。

生活支援員とは？ ～～地域の支え合い活動としてぜひご協力をお願いいたします～～

高齢者や障害のある方がご本人だけで判断することが難しい場合に地域で安心して生活できるようお手伝いしていただく有償ボランティアさんです。資格などは特に必要ありません。社会福祉協議会の専門員が活動のサポートをいたします。

日常生活自立支援事業とは？（※高齢者や障がいのある方が対象です）

自分の判断能力に不安があるために、福祉サービス利用の手続きの方法が分からなかったり、預貯金の出し入れなどでお困りの方を対象に福祉サービスの手続きや金銭管理支援を行います。

■お問い合わせ うるま市権利擁護センター TEL：098-973-6549



募集中

生活支援員になりませんか

（日常生活自立支援事業）

高齢者や障害のある方で自分で判断することが困難な方々の市役所や銀行での手続きや支払いのお手伝いをいたします。



※お住いの市町村社協にご相談ください。

お仕事の主な内容

具体的な活動は以下のようなものです。

- 公共料金や病院代の支払いを本人と一緒に（または、代わりに）に行う。
 - 役所や郵便局などで行う手続きの説明や、本人が行う手続きに付き添う。
 - 本人とのコミュニケーションを通じて、相談や要望を聞く。
 - 相談、要望に応じて、本人が自身で判断できるようなアドバイス・情報提供をする。
- 月数回から。
●毎回1時間～2時間程度のお手伝いです。
●社会福祉協議会の職員が活動のサポートをします。
●資格等は特に必要ありません。



※うるま市権利擁護センターで行っている日常生活自立支援事業の生活支援員になるための養成講座を開催します。詳細は次のページをご覧ください。

社会福祉法人 うるま市社会福祉協議会

令和4年度 第1回 うるま市権利擁護センター

生活支援員養成研修

うるま市社会福祉協議会では、認知症や物忘れのある高齢者、知的障がい者、精神障がい者の方が地域で生活される上で、必要な福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行う日常生活自立支援事業（うるま市権利擁護事業）を実施しております。

利用者への具体的な支援活動を行う「生活支援員」を養成するための研修を開催いたします。

【日 程】 令和5年2月28日（火） 3月6日（月）

【時 間】 午後2時～4時

【会 場】 うるま市健康福祉センター うるみん

【受講料】 無 料

【定 員】 10名 *先着順

受講要件

社会福祉に関心のある方で、下記の①～③の要件すべてに該当する方

- ① うるま市在住の方
- ② 生活支援員として登録した場合に最低月1回程度活動できる方

【講座内容】

第1回	2月28日（火）	開講式
		日常生活自立支援事業の概要
		生活支援員の仕事内容
第2回	3月6日（月）	認知症高齢者への支援
		精神障がい者への支援
		知的障がい者への支援
		修了式

【申し込み方法】

令和5年2月15日（水）までにうるま市社会福祉協議会、権利擁護センターへ TELにてお問合せ下さい。その後、申込用紙を記入し郵送か FAXにて受講となります。

【問い合わせ先】

社会福祉法人 うるま市社会福祉協議会 権利擁護センター TEL098-973-6549 FAX098-974-5306